枚方市下水道排水設備指定工事店（新規・更新）
提出書類等一覧表

法人用

様式番号	必要書類等	備考
第１号	下水道排水設備指定工事店指定申請書	
個別様式	登記事項証明書	発行から３か月以内
個別様式	定款の写し	直近のもので、余白に原本証明と代表者氏名、代表者印が必要
個別様式	住民票記載事項証明書	代表者のもので発行から３か月以内
第２号	経歴書	代表者の経歴書
個別様式	身分証明書	・本籍所在地の市町村長発行のもの ・代表者のもので発行から３か月以内 ・「成年被後見人」と「破産」の項目があるもの ・日本国籍を有しない者にあっては、破産手続開始の決定を受けて復権していないものに該当していないことを誓約する書類
第３号－１	「営業所の平面図及び付近見取図」並びに写真	・写真は、営業所の外部及び内部の状態がわかるもの数枚
第３号－２	「資材置場の平面図及び付近見取図」並びに写真	・営業所と場所が同じの場合、付近見取図は不要 ・写真は、資材置場の外部及び内部の状態がわかるもの数枚
第４号－１	選任責任技術者名簿	大阪府内の営業所を複数兼務する場合、兼務状況報告書が必要
第４号－２	選任責任技術者名簿	専属責任技術者が多数の場合のみ
個別様式	大阪府下水道協会または各市町村から交付を受けた下水道排水設備工事責任技術者証の写し	登録者全員分が必要
第５号	主要設備及び器材一覧表	
第６号	下水道排水設備指定工事店従業員名簿	
個別様式	枚方市の下水道排水設備指定工事店証の写し	更新申請時のみ　※更新申請時に紛失している場合は、紛失届(様式第10号)の提出が必要
個別様式	他市の下水道排水設備指定工事店証の写し	新規申請時のみ
第７号	誓約書	
―	手数料（5,000円）	窓口申請の場合は、持参してください。
―	手数料（5,000円）の納付書 送付用封筒 ①宛先(工事店住所)記入 ②定形　（新規・更新申請時）　110円切手添付	郵送申請の場合
―	工事店証 送付用封筒 ①宛先(工事店住所)記入 ②定形外　（新規申請時）　510円切手添付 （更新申請時）　140円切手添付	窓口に工事店証を受け取りに来られる場合は、不要です。

次の場合は、上下水道総務課までお問い合わせください。

・指定工事店の指定を廃止・休止・再開する場合（様式第８号）
・商号・代表者・住居表示等の変更がある場合（様式第９号）
・指定工事店証を紛失した場合（様式第10号）
・指定工事店証の再交付を受ける場合（様式第11号）

〒573－1030　枚方市中宮北町20－３
枚方市上下水道局　上下水道部
上下水道総務課
電話：072－848－4196（直通）
ファクス：072－848－8255
メール：suisou@city.hirakata.osaka.jp
※午前９時から午後５時30分まで
（土・日曜日、祝日を除く）